

埼玉県診療放射線技師学会の演題発表に関する倫理指針

埼玉県診療放射線技師学会で発表される演題は、研究の内容により、厚生労働省等による医学研究（臨床研究、疫学研究など）に関する倫理指針及び所属施設が定めた倫理規定（動物実験等を含む）を遵守すると共に、あらかじめ所属施設等において倫理審査委員会等による審査・承認を得ていることが必要です。

研究の内容が倫理審査等を要するかどうかは各種倫理指針や所属施設の規定によりますが、たとえば、ヒトを対象とした介入研究等では、倫理審査等を受け承認を得ていることが必要です。所属施設に倫理審査委員会等が設置されていない場合は、地域の医師会や大学等の大規模施設の倫理審査委員会等で審査を受けることも可能です。

学会大会への演題提出にあたっては、倫理審査等を必要とする研究の場合、当該委員会の承認を得て研究が行われたことを申告する必要があります。倫理審査等を必要とする研究で、審査・承認を得ていない場合は、学会大会に演題を提出することができませんので、研究の計画にあたって十分ご留意をお願いいたします。

参考：医学研究に関する倫理指針一覧（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

臨床研究法について（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.html>

平成 29 年 9 月 7 日 理事会承認